

東海市上下水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月29日

東海市長 花 田 勝 重

東海市上下水道事業管理規程第2号

東海市上下水道事業会計規程の一部を改正する規程

東海市上下水道事業会計規程（昭和44年東海市水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「及び」の次に「指定公金事務取扱者（）」を加え、「の規定に基づき」を「において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者をいい、」に改め、「徴収又は」を削り、「を受託している者（以下「徴収等事務受託者」という）」を「の委託を受けた者に限る。以下同じ」に改める。

第16条第2項中「徴収等事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第4項において準用する同条第3項の規定により、なお従前の例により同項に規定する従前の公金事務として上下水道事業の業務に係る公金の収納の事務を行う者は、指定公金事務取扱者とみなして、改正後の東海市上下水道事業会計規程第15条第1項及び第16条第2項の規定を適用する。